

中国における持分譲渡益課税について ～中国国外で中国企業株式を譲渡した場合でも中国で課税が生じる！？～

【本号の内容】

1. はじめに
2. 日本企業間で中国企業出資持分を譲渡する場合
3. 中国企業を保有する日本企業が合併する場合

株式会社デューデリジェンス (DCo) はGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、www.dcock.comにて紹介しています。

2011年5月にGCAサヴィアン中国を上海に設立し、中国の急速な経済成長を背景として増加の一途を続ける日中間のM&Aにおいて、現地スタッフ約40名を擁する望月諮詢(上海)有限公司との一体運営の下、機動的かつ包括的なM&Aサービスをご提供できる体制を確立致しました。

1. はじめに

国家税務総局は中国における非居住者企業が直接或いは間接的に中国居住企業の持分を譲渡した際の持分譲渡益課税の取扱いについて明確に規定しました。

この非居住者への持分譲渡益課税は、過去数回に渡って通達、公告が行われてきました。

その主な歴史を振り返ると、まず非居住者の持分譲渡の手続きは、「非居住者企業所得税源泉徴収管理暫行弁法(以下「弁法」)」(国税発[2009]3号、2009年1月施行)に規定されています。その後の2009年4月30日に「企業再編業務の企業所得税の処理に係る若干の問題に関する財政部及び国家税務総局の通知」([2009年]59号)が公布され、2008年1月1日に遡って施行されました。しかし、この通知は関連必要資料や手続き面など様々な論点について疑義を残す内容となっており、その後の2009年9月10日、それを補填する形で中国の税法上非居住者企業となる企業が持分譲渡を実施した際の取扱いについて規定した国税函[2009年]698号(以下「通達698号」)が公布されました。

更に2011年3月28日に非居住者企業が直接或いは間接的に中国居住者企業の持分を譲渡する際の関連問題について明確にした「国家税務総局による非居住者企業の企業所得税管理における諸問題に関する公告(以下「24号公告」)」が公布されました。

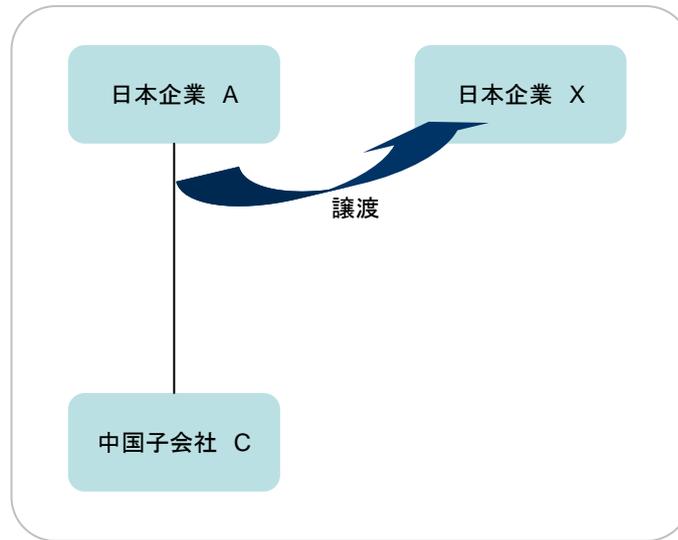
上記のように、中国における組織再編に関する規定とそれに関連する日本や諸外国の非居住者企業への課税については、この3年ほどで徐々に明確化されてきました。

中国企業を対象としたM&Aが益々増加傾向にある昨今の状況を踏まえ、今回のDCo newsでは、日本企業が中国子会社や保有する中国企業株式を直接又は間接的に譲渡した場合や、日本企業の合併により中国企業の出資持分に移転があった場合等の中国における課税の問題について改めて整理したいと思います。

2. 日本企業間で中国企業出資持分を譲渡する場合

【直接持分譲渡】

非居住者間(所謂「外-外取引」)で出資持分譲渡をする場合でも、中国において企業所得税が課税される



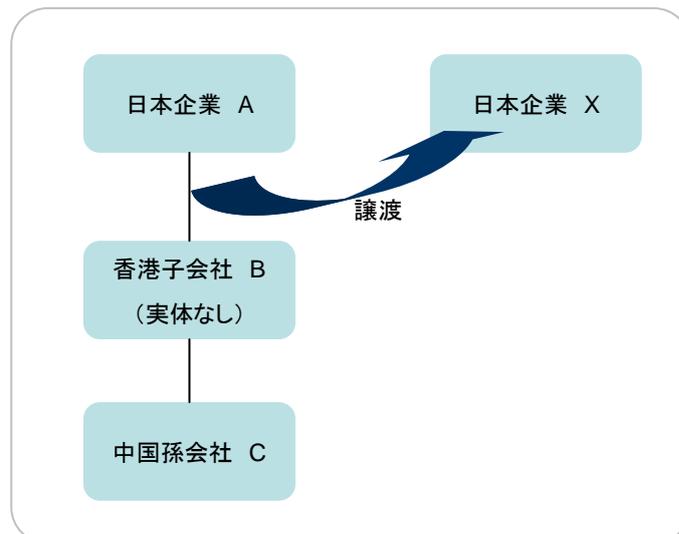
<ケース>

日本企業 A が直接保有する中国子会社 C の株式を日本企業 X に譲渡

<課税関係>

- 日本企業 A が中国子会社 C の株式を日本企業 X に譲渡した場合、その譲渡所得は中国源泉所得として、譲渡益に対して軽減税率 10% で中国において企業所得税が課税されます。
 - ※ ただし、公開された証券取引所を通じた譲渡は適用対象外 (698 号通知「出資持分譲渡所得」の定義にて除外)
- 上記軽減税率は日中租税条約における規定ではなく、中国国内法に基づく軽減税率となっているため、国内法における軽減税率の規定が廃止された場合には、原則税率である 20% で課税が行われることとなります。(企業所得税法実施条例第 91 条(1)、企業所得税法第 27 条第(5)項)

【間接持分譲渡】



<ケース>

日本企業 A が香港子会社 B 株式譲渡を通じて、間接保有する中国孫会社 C を日本企業 X に譲渡

香港企業等の株式譲渡を通じて中国子会社出資持分を間譲渡した場合でも、中国で企業所得税が課税される場合がある

<課税関係>

- 日本企業 A が香港子会社 B (ペーパーカンパニー) の株式譲渡を通じて、間接保有する中国孫会社 C を日本企業 X に譲渡した場合、その譲渡所得は中国源泉所得として譲渡益に対して軽減税率 10% で企業所得税が課税されます。
- 尚、香港子会社 B に実体があり、中国孫会社 C の譲渡に商業目的等がある場合で、所轄税務局が認めた場合には課税は行われません。

<報告義務>

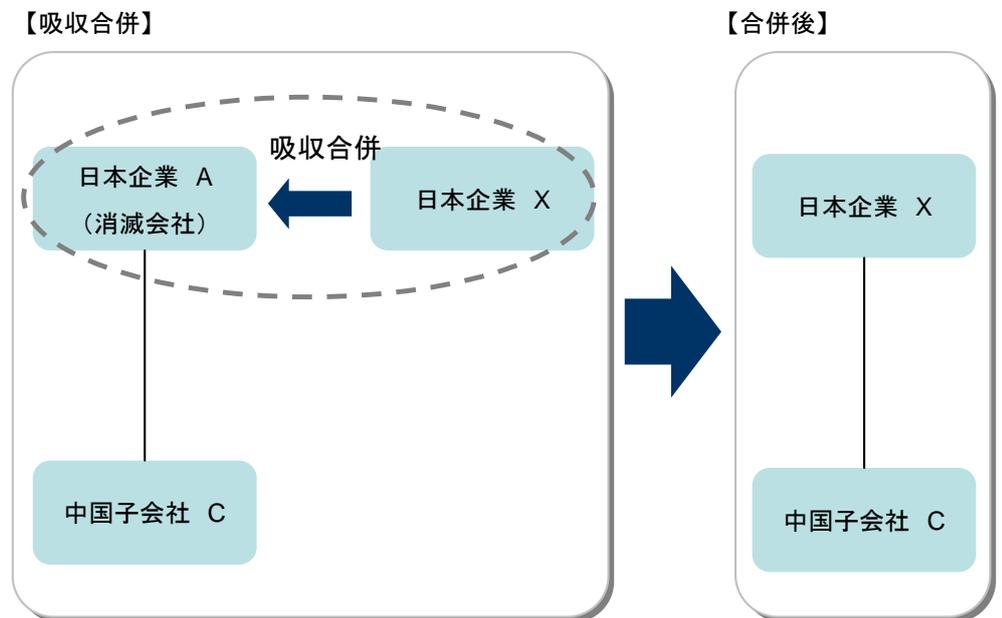
- 従前は、非居住者間でなされる「外-外」取引の出資持分譲渡取引の把握が困難であったため、弁法により出資持分譲渡の対象とされる中国国内企業に、税務登記の登記事項変更の際に出資持分譲渡契約の内容の届出が義務付けられました。これにより税務当局は持分譲渡の発生事実や譲渡価格の把握が可能となりました。(弁法第 5 条第 2 項)
- 間譲渡の場合で、譲渡される国外支配株主 (香港子会社 B) の所在地国又は地域が以下のいずれかに該当する場合には、持分譲渡契約日より 30 日以内に間譲渡される中国企業の所轄税務局に関連資料の提出と登録をする必要があります。(698 号通知第 5 条)
 - ① 実効税率 12.5% 未満
 - ② 居住者の国外所得に対して所得税を課税していない
 - ※ 間譲渡をする全ての非居住者に対して報告義務があるため、日本企業 A が香港子会社 B の少数株主であっても報告義務を有します。

<納税方法>

- 出資持分譲渡所得を取得する非居住者企業が自ら、又は代理人に委託して、出資持分譲渡の対象とされる国内企業の所在地の主管税務機関に対し申告納税します。
- 納税手続きフロー (上海における納税手続きフロー)
 1. 申告に必要な書類を準備し、被譲渡企業の管轄税務機関の税務担当官へ申告書を提出
 2. 審査手続き終了後、税務局側から要納税金額について通知を受ける
 3. 納税金額を、税務局の指定した銀行口座に送金 (支払当日の人民元を日本円等外貨に換算して、税務局が指定する銀行の外貨口座に振込む)
 4. 税額を送金後、銀行側に連絡し入金確認を行い、税務局へ通知
 5. 税務局側で税額を確認し、納税証憑を発行

3. 中国企業を保有する日本企業が合併する場合

中国企業の持分を保有する日本企業が日本において合併により消滅した場合に、中国で課税が生じる場合がある



<ケース>

- 中国子会社 C の親会社である日本企業 A が日本企業 X との吸収合併により消滅し、中国子会社 C の出資持分に移転があった場合

<課税関係>

- 実務上このケースは、中国子会社 C の所在する地域によって取扱いに相違があります。ある地域では出資持分の移転は譲渡であるとみなされ企業所得税が課され、また、ある地域では譲渡とはみなされず課税が行われない場合もあります。
- 地域により課税関係に相違が生じているのは、企業所得税法実施条例において、非居住者間の合併による財産の移転についての明確な規定が無いことに拠ります。
- 今後上記について明確に条例が規定される可能性は高いですが、現状では、日本において合併が行われる場合で中国子会社の出資持分に移転がある場合には、注意が必要であると考えられます。

4. おわりに

- 中国非居住者企業の持分譲渡益課税については上記の通り規定が整備されてきておりますが、間接持分譲渡の報告義務については、必ずしも全ての取引について履行されているわけではないため、実務においては国家税務総局が間接持分譲渡が行われた事実を認識できないケースもあると考えられます。
- ただし、最近における中国非居住者企業の中国企業出資持分譲渡取引への課税強化を背景に、近年の事例においては、報告義務を履行しなかった場合でも、税務総局が公開情報(ウェブサイトやメディア報道、アニュアルレポート等)等からその事実を認知し課税が行われたケースもありますので、該当する取引を検討する場合には十分留意が必要と考えられます。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

小林 正紀 ディレクター mkobayashi@dcokk.com
 伊藤 晋 アソシエイト sito@dcokk.com

GCA サヴィアン中国のご紹介:

中文社名: 基師亜(上海)投資諮詢有限公司
 董事長: 田中 康之
 董事: 望月 一央、加藤 裕康
 所在地: 上海市紅宝石路 500 号東銀中心 A 棟 1703 室
 業務内容: ファイナンシャルアドバイザー業務に加え、中国に関連する財務デューデリジェンス・ストラクチャリング
 アドバイザー業務等 M&A サービスをトータルにご提供致します。

※ 望月一央は、上海において長年日本企業の財務・税務アドバイザー業務を提供している望月諮詢(上海)有限公司の代表を兼務致します。